

平成25年度 第22回庁議要旨

日時：平成26年2月17日（月）
午前9時00分～
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市防災基本条例（案）について（総務部）

東日本大震災を教訓として、防災意識を更に高め、自助・共助・公助の考えに基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市民、事業者、市の責務と役割を明確にし、災害対策の確立を図り、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進すること、そして、全世界の後世の人々に震災の記憶と防災の大切さを伝承するとともに、今後起こり得る災害への支援体制の確立を目指すことを目的とし、本市の防災対策や地域防災計画の基本になるものとして、「石巻市防災基本条例」を制定するもの。

(1) 主な内容

前文

第1章 総則

第2章 市民、事業者及び市の役割

第1節 市民の役割

第2節 事業者の役割

第3節 市の役割

第3章 防災週間

第4章 雑則

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に条例を提案

イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

2 東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金免除について（健康部）

東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金の免除措置については、昨年3月まで実施し、4月以降は免除措置を終了していたが、仮設住宅等で生活を余儀なくされている方の生活再建を支える健康維持が重要であることから、昨年12月に厚生労働省が決定した被災3県の市町村国保に対する財政支援拡充の一部を充当することにより一部負担金免除を実施し、被災者の医療機会の確保と経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

ア 免除対象者

(ア) 大規模半壊以上かつ住民税非課税世帯

(イ) 主たる生計維持者が死亡又は行方不明の世帯であった者かつ住民税非課税世帯

イ 免除期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日

※ 県市長会の方針に沿って、被災沿岸5市町統一した内容で実施する見通し。

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第1回定例会に当初予算提案
- イ 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱の一部改正
- ウ 施行予定年月日 平成26年4月1日

3 石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付制度の延長について【継続審議分】(産業部)

本制度は、東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者の市内における事業の再開を支援するため、被災した施設及び設備の復旧に要する経費の一部を補助するものであるが、土地の整備事業等を待って事業の再開をする中小企業者もあることから、平成26年度も本事業を継続して実施するもの。

(1) 主な内容

ア 中小企業復旧支援事業補助金交付制度の延長に伴う要綱の改正

(ア) 補助対象者

- a 市内で事業を営んでいる中小企業者（ただし個人事業者にあつては東日本大震災時に市内に居住していたものに限る。）で、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、運輸業、製造業、サービス業（一部）を営む者
- b 施設が全壊又はそれに準じる大規模な被害を受け、事業を継続することが困難な者
- c 市内で事業を再開又は継続する者
- d 市税及び国民健康保険税を完納しており、かつ、事業内容が堅実な事業者
- e 国県等が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧等の補助金を受けていない者

(イ) 補助対象経費

- a 被災した施設の修復、建替に要する経費
- b 被災した設備の修繕又は入替に要する経費

(ウ) 補助額

対象事業費	補助率	補助限度額
20万円以上	1/2以内	100万円

※ 東日本大震災以降で交付決定前に行われた事業に要する経費について、書類や写真等による確認が可能であつて、適正と認められる場合は、補助金の交付対象とすることができるものとする。

イ 改正の主な内容

改正後	現 行
(附則) この告示は、平成27年5月31日限り、その効力を失う。	(附則) この告示は、平成26年5月31日限り、その効力を失う。

(2) 今後の予定

- ア 石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付要綱の一部改正
- イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

[報告事項]

1 JR仙石線・東北本線接続線整備について(復興政策部)

震災による被災を受けた仙石線は、陸前小野～高城町駅間が不通区間であるが、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）は、復興支援の一環として、石巻～仙台間の所要時間短縮を図るとともに、仙台圏域の公共交通ネットワークを向上させるため、仙石線と東北本線の接続線整備を計画。仙石線と東北本線の接続線を整備することにより、石巻～仙台間の所要時間について10分程度の短縮が図られる。

接続線の整備にあたっては、関係する宮城県、仙台市、東松島市とともに、事業主体であるJR東日本に対し、全体事業費の一部を補助することにより、接続線整備の円滑化を図るもの。

(1) 主な内容

ア 接続線整備事業について

(ア) 事業概要

- a 仙石線と東北本線の接続線（延長約0.3km）を整備
- b 石巻―（仙石線）―高城町―（東北本線）―仙台の直通運行により石巻～仙台間の所要時間を大幅に短縮

(イ) 区間；東北本線松島駅～仙石線高城町間（0.3km）

(ウ) 総事業費；約18億円

(エ) 工期；平成24年度～平成27年度

(オ) 整備効果；所要時間10分程度短縮予定（石巻～仙台間快速平均）

(カ) 輸送人員；約3,000人（接続線部分）

(キ) 開業予定；平成27年度中（仙石線陸前小野～高城町間運行再開と同時再開を目指す）

ア 接続線整備に係る負担等について

(ア) 補助対象事業費；1,321,700千円

(イ) 補助率及び補助額（県及び各市合計）；1/3、440,567千円

(ウ) 宮城県による負担方法等の考え方

- a 事業主体はJRであることから補助金とする。
- b 補助金は、平成26・27年度においてそれぞれ交付申請・決定を行う。

(エ) 宮城県による沿線市との負担割合の考え方

- a 県と沿線市 1/2：1/2
- b 仙台市と石巻市・東松島市 1/2：1/2
- c 石巻市と東松島市 0.59：0.41（国勢調査による仙台市への通勤通学者割合）

（単位；千円）

区分		補助率、負担割合等		H26	H27	計
補助対象事業費				565,600	756,100	1,321,700
補助率・補助額計		1/3		188,000	252,567	440,567
宮城県		1/2		94,000	126,567	220,567
沿線市	仙台市	1/2	1/2	47,000	63,000	110,000
	石巻市		0.59	27,730	37,170	64,900
	東松島市		0.41	19,270	25,830	45,100

2 市街地の集団移転先宅地の分譲価格の設定について（復興事業部）

市街地の集団移転先として区画整理事業により整備を行っている5団地について、移転団地での住宅再建を希望する集団移転対象者の団地内宅地の事前登録の受付を本年2

月10日から開始した。

市街地の集団移転先宅地の事前登録に当たり、希望宅地の選択に必要な資料提示のため、分譲価格を設定したものの。

(1) 主な内容

○移転先宅地の分譲価格設定内容

単位：面積（㎡）・分譲時期（年度）

団地名	面積	区画数	分譲時期	最高価格 (最高単価)	最低価格 (最低単価)	最多価格帯 (最多単価帯)
新蛇田団地	197,498	741	H26～H29	15,939,000円 (48,300円)	6,894,000円 (33,900円)	10,000,000円台 (42,000円台)
あけぼの北 団地	9,595	42	H27	10,755,500円 (43,900円)	7,680,000円 (38,400円)	10,000,000円台 (41,000円台)
新渡波団地	45,299	174	H26～H28	15,640,000円 (30,000円)	5,235,300円 (25,100円)	6,000,000円台 (28,000円台)
新渡波西 団地	23,373	87	H27～H28	10,504,900円 (30,100円)	5,280,000円 (25,100円)	7,000,000円台 (27,000円台)
新蛇田南 団地	105,880	418	H27～H30	15,024,000円 (48,900円)	8,694,400円 (40,500円)	10,000,000円台 (43,000円台)

3 新墓地整備事業について（生活環境部）

本事業については、事業個所を沢田小友山地区から宗教法人金蔵寺から寄付の申し出があった南境大衡山地区に変更し実施しており、今回、事業個所の測量、調査、設計を行った結果、供給墓所予定数及び供給開始予定年度が確定したものの。

(1) 主な内容

【新墓地整備事業概要（実施設計前との比較）】

ア 供給墓所予定数

区 分	実施設計前の見込	実施設計後
設置墓所数	2, 8 0 0 基	2, 0 8 0 基
うち一般墓所	2, 5 0 0 基	1, 7 1 7 基
うち個別集合墓所	3 0 0 基	3 6 3 基
納 骨 堂	1 棟	1 棟

※防災調整池の設置や法面の増加等による。

イ 供用開始予定年度

平成26年度 ⇒ 平成27年度

※用地寄附者と土木業者の間で土砂採取契約が平成25年3月31日まで結ばれていたこと等から、測量、調査、設計業務が遅れたことによる。

4 石巻市病院事業会計基準の見直しについて（病院局事務部）

地方公営企業における会計制度は、昭和41年以来大きな改正が行われておらず、この間、国際会計基準に適合した民間企業会計基準との乖離が大きくなっていること、地域主権改革の推進に向け、経営の透明性の向上と自己責任の拡大が求められていること等により、大幅な会計制度の見直しが行われることとなった。

既に資本制度の見直しについては施行済みであるが、平成24年2月1日に施行された関係法令等の一部改正に伴い、平成26年度予算・決算からの会計基準の見直しが行われることに対応するもの。

(1) 主な内容

ア 今般示されている会計基準の見直しは、以下の11項目

- (ア) 借入資本金（貸借対照表上、資本金に計上していたものを負債へ計上する。）
- (イ) 補助金等で取得した固定資産の償却制度（みなし償却制度の廃止）
- (ウ) 引当金（賞与、修繕費等について、引当金を計上する。）
- (エ) 繰延資産（新たな繰延資産の計上不可）
- (オ) たな卸資産の価額（時価が帳簿価額を下回る場合、低価法を義務付け）
- (カ) 減損会計の導入（遊休資産等、時価が帳簿価額を下回る場合の損失処理）
- (キ) リース取引に係る会計基準（リースの形態や金額により売買と同じ取扱いを行う。）
- (ク) セグメント情報の開示（事業単位毎に財務情報を開示する。）
- (ケ) キャッシュ・フロー計算書の義務付け（資金繰りの状況を明示する。）
- (コ) 勘定科目の見直し（会計基準の見直しに伴う勘定科目の新設、見直し）
- (サ) 組入資本金制度の廃止（利益剰余金を用いた自己資本金化の廃止）

上記の見直しに対応するため財務会計規則の一部改正により、

- ・キャッシュ・フロー計算書の規定
- ・各種引当金、リース資産、長期前受金等の勘定科目の新設並びに勘定科目の見直し

等を行う。

(2) 今後の予定

ア 石巻市病院事業財務規則の一部改正

イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

以上